

第11章 結婚と離婚の地域性

中島 満大（明治大学）

【要旨】

本章ではまず明治期におけるマクロからみた結婚年齢の地域性（西高東低パターン）と離婚の地域性（東高西低パターン）を確認した。次に徳川期におけるミクロ／メゾの水準から結婚と離婚の地域性を検証し、結婚年齢の地域性は概ね明治期の西高東低パターンと整合すること、離婚の地域性については、東北地方における際だった離婚率の高さとそれ以外の地域における差について言及した。また結婚の地域性と離婚の地域性が、宗門人別改帳への登録や試験婚といったその村落における結婚慣習を媒介にして結びついていることを本章では示した。最後に徳川期から明治期にかけて、宗門改め制度が人びとの結婚慣習を成型させることで、結婚と離婚の地域性が収斂していくのではないかという仮説を提示し、その仮説が内包する課題や限界についても論じた。

キーワード 結婚、離婚、地域性、プロセスとしての結婚、宗門改め制度の統制性

はじめに

本章の目的は、第一にこれまで蓄積されてきた結婚の地域性をマクロ／メゾ／ミクロの水準で整理していくこと、第二に結婚の地域性と離婚の地域性がいかにして結びついているのかについて「プロセスとしての結婚」という視角から検討すること、第三に明治期に向かって結婚と離婚の地域性が収斂していたという仮説について考察することである。

1. 明治期における結婚と離婚の地域性

1.1 マクロレベルからみた結婚年齢の地域性

マクロからみた結婚年齢の地域性は、速水融によって発見されたと言ってよいだろう。速水は、1886（明治19）年の『日本帝国民籍戸口表』から年齢別有配偶率を算出し、そこから平均結婚年齢を推定している（速水 1986＝2009）。そして推定された平均結婚年齢を道府県別に観察すると、富山・長野・静岡を境界線とする早婚の東日本型と晩婚の西日本型が検出された。くしくも地質学上のフォッサマグナと重なり合ったことから、この結婚年齢の地域性は「もうひとつのフォッサマグナ」として定着していった。そして明治期から時代は下り、昭和初期においても結婚年齢の地域性が表出していた。道府県別に男子平均初婚年齢をみると、北海道を除くと、結婚年齢の西高東低パターンは1940年時点でも確認することができる（図1参照）。

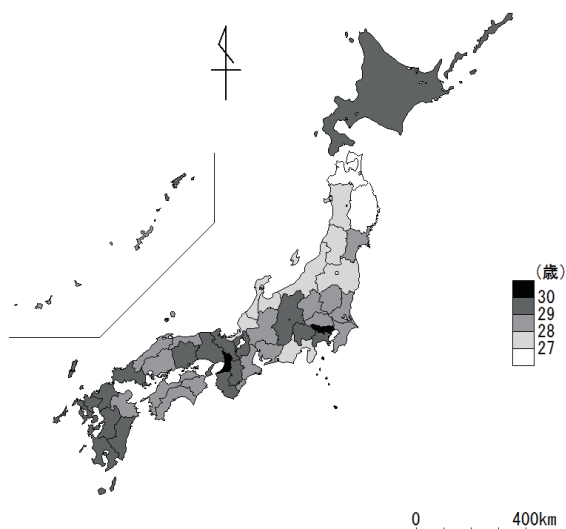
次に異なる角度から結婚の地域性を検討していこう。図2は1940年における『人口動態統計』から計算した道府県別平均初婚年齢と『国勢調査』から算出されたジョン・ヘイナル法による平均初婚年齢（厚生省人口問題研究所 1993）いわ

るSMAM（the singulate mean age at marriage）との差を示した統計地図である。前者から後者を引くと何があらわれるのか。『国勢調査』から算出されたSMAMは、婚姻届の有無を区別していない配偶関係から値を計算しているため、事実上の配偶関係のはじまりと婚姻届の提出との間に乖離がある場合、『人口動態統計』の平均初婚年齢との差が生じる可能性が高い。厚生省人口問題研究所（1993）では「戦前期においては動態統計結婚年齢が届け出時のものであったが、戦前期における婚姻の届け出は実際の同居から数年を経たものが多く、必ずしも夫婦の生活開始の実態を反映するものではなかった」との見解を述べている（厚生省人口問題研究所 1993：3）。したがって図2は、婚姻届の提出を基準とする婚姻とそれ以前から配偶関係にある結婚とのズレに地域差が存在していることを示している。西へ行くほど実際の結婚から婚姻届の提出が遅れており、東へ行くほどその差は小さくなる。加えて1940年の『国勢調査』では、有配偶者（有配偶人口）を、婚姻届を提出しているか否かに分けて集計しており、それを利用して婚姻届を提出していない有配偶率（無届有配偶率）を計算することができる（図3参照）。道府県別に男子無届有配偶率（25-29歳）をみると、ここでも西へ行くほど無届有配偶率が高くなっていた¹⁾。このように結婚年齢の地域性だけでなく、結婚に関する慣習にもまた地域性が存在している。

1.2 マクロレベルからみた離婚の地域性

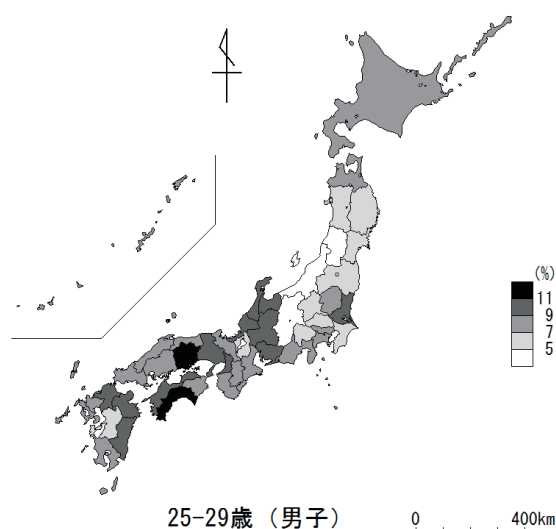
離婚の地域性については、坪内良博と坪内玲子が、明治期における離婚の地域性を早くから指摘していた（坪内他 1970）。坪内たちは第20回『帝国統計年鑑』から道府県別離婚率（1883-87

年)を算出し「長野県を境界として、それより東では離婚率が高く、同県を含んで西では低い」という離婚の東高西低パターンを導出している⁽²⁾。

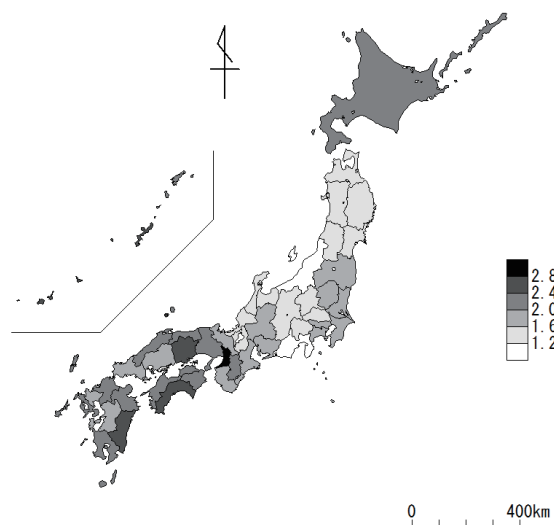


資料：内閣統計局『人口動態統計』
図1 道府県別男子平均初婚年齢（1940年）

化は「全体として低下の傾向を示しながら、地方差を失いつつ平準化の過程をたどってきた」と言えよう。



資料：総理府統計局『国勢調査』
図3 1940年における道府県別
男子無届有配偶率（25-29歳）



資料：厚生省人口問題研究所（1993），
内閣統計局『人口動態統計』
図2 1940年における道府県別平均初婚年齢と
SMAMとの差（男子）

（都）道府県別離婚率の最大値と最小値との差は1880年代から次第に小さくなり、1936年に最小値を記録している（坪内他 1970）。つまり離婚の地域性は明治期から昭和初期にかけてその差が収斂している。坪内たち（1970）がまとめているように、第二次大戦以前の離婚率の変

結婚年齢の地域性（西高東低パターン）と離婚の地域性（東高西低パターン）とは対称関係にある。それに対して、ハラルド・フースは、道府県を単位として1886年の28歳時点で結婚している男子の割合と1883-87年の離婚率との相関関係を分析している（フース 2012）。西日本と比べると、東日本では離婚率が高く、28歳時点で結婚している男子の割合が高いという傾向がみられた。つまり東日本においては、結婚するタイミングが早く、離婚する割合が高い道府県が多いということになる。こうした明治期における結婚年齢の地域性と離婚の地域性は徳川期まで遡っても見つけることができるのだろうか。次節から宗門人別改帳を史料として結婚と離婚の地域性について論じていく。

2. 徳川期における結婚と離婚の地域性

本節では徳川期の結婚の地域性を、まず個々の村落をもとにしたミクロレベルから、次に複数の村落をあわせたメゾレベルから検討していく。そして最後に明治期に観察された離婚の地域性が徳川期にも観察することができるのかどうかを検証する。

2.1. 宗門人別改帳における結婚

具体的な地域性の検討に入る前に、明治期における結婚と徳川期における結婚との違いについて考えておこう。明治期に入ると、結婚は法律行

為として意味を持つようになる。また明治期の結婚に関しては図 3 のように婚姻届を提出していない配偶関係についてもデータの収集や集計の仕方によっては検討することができるが、離婚の統計については婚姻届が提出された婚姻の解消しにくい上げることができない。

一方で徳川期の結婚は、歴史人口学では主として宗門改帳や人別改帳に記載された情報をもとに結婚というイベントを取り出して分析が行われてきた。前節で婚姻届を提出するタイミングと、実際の結婚生活のはじまりとのズレに地域性がみられることを提示したが、宗門人別改帳上の結婚をどのタイミングで登録するのかについても地域差や結婚慣習による差があるのではないかと。たとえば、東北地方における婚約の段階で登録するケースや、西南日本では婚姻儀礼前の性関係が広くみられていたことを考えると、宗門人別改帳記載に表れた婚姻成立時期は東北では実態よりも早め、西南では遅めな傾向をもっていた可能性が高いという指摘もある(落合 2004)。つまり宗門人別改帳上の結婚を考える際には、その地域社会の結婚慣習を踏まえないといけない。加えて徳川期の離婚を分析する際にも、宗門人別改帳上の結婚が解消したケースのみが対象となっていることにも注意しなければならないだろう。宗門人別改帳への登録以前に事実上の配偶関係が生じ、かつそれが登録以前に解消してしまっていた場合は、史料からそれを離婚として検出することができない。結婚年齢や離婚の割合といった指標は、その村落や生活圏の慣習や実践、文脈の中で解釈していく必要がある。

さらに徳川日本の場合、結婚がヨーロッパのようにある時点を経境して成立するのではなく、結婚が複数のイベントからなる過程として成立していた(落合 2004) (3)。民俗学の領域からも同様の指摘がなされており、「日本の婚姻は、本来何段階もの儀礼を経て最終的に確定されるものであり、よってそれ相応の期間を要するもの」であった(八木 2001: 26)。加えて嫁入婚の形式に近づくにつれて、その期間が短くなっていくことにも言及されている。換言すれば、プロセスとしての結婚が短縮しているということになるだろうか。これから徳川期における結婚年齢や離婚について分析していくが、宗門人別改帳上の結婚登録のタイミングにおける地域差、そしてプロセスとしての結婚ということを念頭に置きながら議論を進めていく。もしくはより広義に結婚を捉えるのであれば、結婚以外のライフイベントや家族慣行、社会経済的変動の文脈の中で、結婚をシステムとして位置付けながら考察することになるだろう(落合 2004, 黒須 2021)。

2.2 ミクロレベルからみた結婚の地域性

明治期に観察された結婚年齢の地域性、いわゆる西高東低パターンが徳川時代にまで遡ること

ができるのかについて、まずはミクロレベル、個別村落単位から検討していこう。表 1 は宗門改帳や人別改帳から計算された村落別の平均初婚(結婚)年齢を先行研究から集めたものである(4)。

表 1 宗門人別改帳から算出された村落別・男女別平均初婚(結婚)年齢

	下守屋・仁井田村 (福島) *1	山家村 (山形) *2	狐禅寺村 (岩手) *3	上塩尻村 (長野) *4
期間	1716-1870	1760-1870	1793-1862	1783-1868
女子平均初婚(結婚)年齢	16.7	19.0	17.2	22.0
男子平均初婚(結婚)年齢	20.8	22.9	22.0	28.7

	横内村 (長野) *5	角田浜村 (新潟) *6	神戸新田村 (愛知) *7	西条村 (岐阜) *1
期間	1671-1870	1748-1870	1778-1871	1793-1869
女子平均初婚(結婚)年齢	19.4	22.5	21.8	22.5
男子平均初婚(結婚)年齢	27.3	25.5	28.4	28.8

	ナカハラ村 (岐阜) *8	風屋村 (奈良) *9	今浦村 (島根) *10	野母村 (長崎) *11
期間	1716-1831 出生コーホート	1738-1859	1835-39	1766-1871
女子平均初婚(結婚)年齢	19.6	19.1	26.4	25.0
男子平均初婚(結婚)年齢	27.1	25.1	30.1	31.1

出典: *1 黒須他(2012), *2 木下(2002), *3 山本(2008), *4 高橋(2009) 平均結婚年齢また数え年で算出, *5 速水(1973) 平均結婚年齢, *6 張(2021), *7 速水(1992) 数え年で算出, *8 Smith(1977), *9 山本(1999), *10 廣嶋(2021) SMAM, *11 中島(2016)。

まず東北地方の下守屋村・仁井田村(福島)、山家村(山形)、狐禅寺村(岩手)では、中央日本や西(南)日本よりも平均初婚年齢が相対的に低い。続いて明治期における結婚年齢の地域性の境界線上に位置する横内村(長野)、上塩尻村(長野)、角田浜村(新潟)の値をみると、横内村と上塩尻村は平均結婚年齢であることを注意しなければならないが、東北地方よりも高い水準にあると言えるだろう。東海地方に移ると、神戸新田村(愛知)、西条村(岐阜)、ナカハラ村(岐阜)では、先の横内村や角田浜村よりも若干男子の平均初婚年齢が高い。さらに南下し、風屋村(奈良)の平均初婚年齢をみると、男子が 25.1 歳、女子が 19.1 歳と男女ともに信越・東海地方の値を下回っている。最後にさらに西に進み、今浦村(島根)と野母村(長崎)をみると、男女ともに東日本や中央日本に比して際だった晩婚の傾向が観察されている。このように明治期に提示された結婚年齢の西高東低パターンは、徳川期の個々の村落、言うなれば複数の「点」による観察と概ね一致している。したがって村落に残る宗門改帳や人別改帳の研究によって、結婚の地域性は徳川時代にまで遡ることができることが確認された。

2.3 メゾレベルからみた結婚年齢の地域性

これまで日本の歴史人口学では結婚年齢を論じる際には、前項のように分析単位として主に個別の村落が選ばれることが多かった。しかしなが

ら速水が発見した結婚年齢の地域性は（都）道府県別データから導き出されており、いわば「面」によって結婚年齢の地域性を捉えていた。個別の村落単位での分析によって、結婚年齢の地域性が徳川時代にまで遡って存在することは大きな発見であったと同時に「点」による確認という限界を包含しているとも言えるだろう。

その限界を乗り越える試みとして、メゾレベルでの結婚年齢の地域性の検証が進められている。黒須里美と金親真理子は、長期的に継続していないものの、地域でまとまって残存する宗門改帳や戸籍などの単年データを利用し、結婚年齢の地域性について検討している（黒須他 2015）。黒須たちの研究では単年データから女子平均初婚年齢（SMAM）が計算されており、真壁（常陸国真壁郡）20.7 歳、多摩（武蔵国多摩郡）21.6 歳、美濃（美濃国安濃郡他 9 郡）27.4 歳、久居（伊勢国一志・安濃郡）26.2 歳、越前（越前国丹生郡他）23.2 歳、備中（備中国窪谷・都宇郡）が 24.6 歳であった。同じ潮流の研究として廣嶋清志は石見銀山領 69 カ村の宗門改帳（1863-64）を利用して SMAM を算出している（廣嶋 2015）。さらに石見銀山領内の SMAM を三つの地域に分けてみると、沿岸地域では女子が 25.4 歳、男子が 29.5 歳、中間地域では女子が 22.8 歳、男子が 26.6 歳、山間地域では女子が 24.8 歳、男子が 29.1 歳であった。メゾレベルの分析では石見銀山領を西南日本というカテゴリーでみた場合に浮上する類似性と、石見銀山領内の地域差や多様性が示されている。

加えてメゾレベルでの分析を行うことで、これまでの個別村落単位の研究の位置づけを検証することもできる。たとえば、西条村の研究（ミクロレベル）と美濃国（メゾレベル）の初婚年齢や世帯規模などの分析が類似しているという結果が報告されている（金親他 2013）。黒須他（2015）では、初婚と再婚の判別の点で留意は必要であるものの、メゾレベルの女子初婚年齢の分析結果と、速水が提示したもうひとつのフォッサマグナ（結婚年齢の西高東低パターン）は一致していると結論づけている。徳川時代の結婚年齢の地域性に対するメゾレベルでの検証は、個別村落の「点」による観察から「面」への拡充を意図している。今後メゾレベルの研究がさらに蓄積されていくことによって、個々の村落から導き出された知見との整合性を確かめることができる。それと同時に、その領域内の結婚年齢の多様性を析出することが可能となり、より結婚の地域性に対する解像度が高まっていくことが予想される。

2.4 ミクロレベルからみた離婚の地域性

徳川期における離婚や再婚の多さについては歴史人口学の知見が広がるにつれて、他の領域にも浸透しつつあると言ってよいだろう。では歴史人口学では地域性という視座から離婚はどのように議論されてきたのだろうか。

下守屋村・仁井田村では、女子を対象として初婚が出産可能年齢期間の終わりまで継続したケースが 26.8%、離婚による解消が 33.6%、配偶者の死亡が 14.2%。本人の死亡が 18.6%であった（黒須他 2012）。同じ指標を用いて西条村をみると、初婚が出産可能年齢まで継続したケースが 43.8%、離婚による解消が 9.7%、配偶者の死亡が 22.9%、本人の死亡が 19.8%と東北の二つの村落よりも離婚の割合が低かった（黒須他 2012）。野母村の場合、女子で 50 歳まで初婚が継続したケースは 33.4%、離婚による解消が 13.9%、配偶者の死亡が 32.6%、本人の死亡が 19.3%であった（中島 2016）⁵⁾。また初婚が継続したケースが含まれていないのでその点に注意する必要があるものの、会津山間部の 4 カ村では初婚を解消した女子のうち、離婚による解消は解消に至ったケースのうち、26.7%であった（岡田 2012）。

上記の値をみると「離婚率の高かった徳川日本においても、とりわけ東北地方の離婚率の高さは抜kindでたものであった」ことがわかる（黒須他 2012）。ただし徳川期における結婚年齢の地域性が個々の村落を並べても西高東低パターンのグラデーションと整合的だったことに比べると、離婚の地域性（東高西低）の勾配は、東北地方の「東高」は明瞭である一方で、それ以外の村落ではどの程度当てはまるのかについてはまだわからない部分も多い。したがって徳川期における離婚を地域性から論じていくためには、結婚年齢の地域性と同じくまずは「点」を増やすこと、様々な村落で離婚の分析が行われることが必要となる。

3. 連関する結婚と離婚の地域性

本節では結婚の地域性と離婚の地域性がいかにして結びついているのかについて、プロセスとしての結婚という視角から、徳川時代の村落の事例を取り上げて考察していく。

まず早婚かつ離婚が多い地域の事例として、東北地方の下守屋村と仁井田村をみていこう。下守屋村と仁井田村の平均初婚年齢は、男子が 20.8 歳、女子が 16.7 歳であった（黒須他 2012）。しかしながら両村において、第 1 子の出生というイベントは結婚から 4 年あるいは 5 年経過した後で生じることが多かった（Tsuya and Kurosu 2010）。それに関連して下守屋村と仁井田村では、村外へ奉公に出る人たちを村につなぎとめるために、結婚を利用していた（永田 2006）。

また早婚であることは、言い換えるならば、宗門改帳や人別改帳への記載が早いということになる。さらに下守屋村と仁井田村では、史料記載後に試験婚的な期間が設けられていたことが指摘されている（Kurosu 2011）。そして離婚が結婚開始から数年以内に生じやすいことを踏まえると、東北地方の村落において宗門改帳や人別改帳から計算される離婚の割合は高くなるだろう。つまり下守屋村と仁井田村ではまず宗門人別改帳上の結婚があり、その直後から試験婚の期間に入る。試験婚で上手くいかない場合、彼（女）たちは離婚していた。まとめると早婚かつ離婚が多い東北村落においては、はじめに結婚（宗門人別改帳への登録）があり、その後、試験婚を経て、子どもをもつというプロセスをたどっていたと言えるだろう。

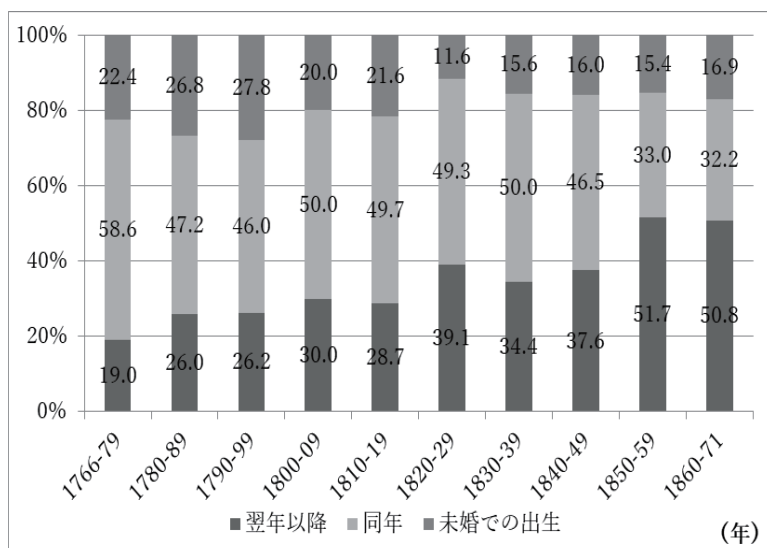
次に晩婚かつ東北地方と比べると離婚が少ない地域の事例として、野母村を取り上げる。野母村の平均初婚年齢は男子が 31.1 歳、女子が 25.0 歳と、徳川期の村落のなかでも最も高い水準にあった。しかしながら野母村では結婚と第 1 子の出生との間隔は、下守屋村や仁井田村ほどは空いていなかった。図 4 は、第 1 子出生と母親の結婚のタイミングとの関係性を図示しており「同年」は第 1 子が史料に登場する年と母親の結婚年が同じであるケースを、「翌年以降」は母親の結婚年の翌年以降に第 1 子が史料に登場するケースを、「未婚での出生」は第 1 子が登場した段階で母親が結婚していないケースを示している。図 4 をみると、1766 年から 79 年において野母村では「同年」が 58.6%、「翌年以降」が 19.0%、「未婚での出生」が 22.4%と、母親の結婚と第 1 子の史料への記載が同じ年に行われるケースが最も多かった。つまり野母村においては宗門改帳に夫婦として記載されるタイミングと、第 1 子が誕生し記載されるタイミングが一致していたのである。

続いて試験婚という視点から野母村におけるプロセスとしての結婚を検討していこう。下守屋村と仁井田村では先に宗門人別改帳に夫婦として記載され、その後から試験婚の期間が始まっていた。それに対して野母村では宗門改帳に夫婦として記載される前に試験婚の期間が設けられていた可能性が高い。したがって試験婚の期間で第 1 子が誕生した場合に、宗門改帳上の結婚と第 1 子の記載が同一年になることが多くなっていたのではないだろうか。もちろん先に夫婦としての記載が行われる場合もあるため、第 1 子誕生だけが宗門改帳の結婚登録のきっかけとなっていたわけではないが、野母村では第 1 子の誕生と結婚の登録との結びつきが強かったと言えるだろう。

では晩婚と離婚はどのように結びつくのだろうか。徳川時代における離婚の起こりやすさが地域によって一定であり、かつ結婚開始から数年に離婚が発生しやすいと仮定してみよう。宗門人別

改帳上の結婚が早く、その後に試験婚がある村落と、宗門人別改帳上の結婚が遅く、それより前に試験婚が実施されていた村落とを比較すると、前者の離婚の割合は後者よりも高くなるだろう。言い換えると、晩婚の村落では宗門人別改帳上の結婚の前に試験婚を解消したり、夫婦別れが生じたりした場合、それは宗門人別改帳上の離婚としては検出されることはない。また子どもの存在が離婚確率を下げるということが指摘されているが（Kurosu 2011）、野母村のように第 1 子誕生を待って結婚することは離婚の水準を下げる方向に働く可能性がある。加えて野母村では 19 世紀半ば以降結婚のタイミングが早くなり、かつ結婚年の翌年以降に第 1 子が誕生するケースが増えてくると、離婚の割合が高くなっていた（中島 2016）。宗門人別改帳上の結婚の位置づけが地域によって異なるのであれば、宗門人別改帳から計算される離婚率や離婚の割合もその影響を受ける。

先に提示した問いに戻ろう。結婚の地域性と離婚の地域性はいかにして結びついていただろうか。プロセスとして結婚をみた場合、宗門人別改帳上の結婚が早く、その後に試験婚が設けられている場合、宗門改帳上の離婚の割合は高く算出され、それが結婚年齢の「東低」と離婚の「東高」としてあらわれる。反対に結婚が遅く、宗門人別改帳上に夫婦として登録されるより前に試験婚がある場合には、結婚年齢の「西高」と離婚の「西低」という地域性として現出していたのである。



出典：中島（2016）

図 4 野母村における
期間別・第 1 子登録年と母親の結婚年との関係

4. 収斂する結婚と離婚の地域性

前節までにみてきたように明治期に発見された結婚と離婚の地域性が徳川期においても観察されていた。このことは徳川期から明治期にかけて結婚と離婚の地域性が何の変化もなく持続していることを意味するのだろうか。本節ではこの問いについて検討していきたい。

4.1 結婚と離婚の地域性収斂仮説

徳川時代における平均初婚年齢の変化について、鬼頭宏は「早婚地域も晩婚地域も例外なく、18世紀から19世紀にかけて、女性で3歳程度、初婚年齢が上昇していた」と全国的なトレンドについて言及している（鬼頭 2000）。それに対して中島（2016）では、早婚の地域では晩婚化が、晩婚の地域では早婚化が進んでいることを例示しながら、結婚と離婚の地域性が明治期に向かって収斂しているのではないかと仮説を提示した。本項ではその仮説について記述していく。

まず早婚の東北地方においては、下守屋村では1716年から1863年の間に平均初婚年齢が上昇していた（成松 1985）。特に1716-1725年の女子平均初婚年齢が11.2歳、1851-63年が18.7歳と7.5歳も高くなっていた。続いて仁井田村では、期間ではなく、出生コーホート別に平均初婚年齢が算出されており、1720-49年出生コーホートでは男子が20.8歳、女子が13.7歳であったが、1810-39年出生コーホートでは男子が19.2歳、女子が16.3歳となっており、男子では若干平均初婚年齢が下がっていたが、女子においては下守屋村と同じく平均初婚年齢が上昇していた（平井 2008）。他にも山家村では1760-99年の平均初婚年齢において男子が24.5歳、女子が18.3歳だったが、1836-70年では男子が21.7歳、女子が19.4歳と、男子の平均初婚年齢が低下している一方で、女子の平均初婚年齢はわずかに高くなっていた（木下 2002）。また郡山上町でも男女ともに初婚年齢が高くなっていた（高橋 2005）。このように東北地方では特に女子の初婚年齢は幕末に向かうにつれて上昇していたと言えるだろう。

続いて東北地方の離婚の趨勢については、平井晶子が明治期の離婚率と仁井田村の事例を結びつけて論じている（平井 2008）。明治期の離婚の統計では1898年以降の急激な低下よりも前に漸次的に離婚の減少がみられた。ではいつから離婚率は低下したのだろうか。平井によれば、仁井田村では離婚率の低下は観察できないものの、18世紀よりも19世紀の方が結婚5年以内の離婚が多くなっており、こうした離婚パターンの変容が離婚率を減少させる前段階としてあったのではないかと解釈している（平井 2008）。離婚する

タイミングの早期化ならびに固定化は、プロセスとしての結婚の短縮とも言えるだろう。また山口村（山形）の離婚率は仁井田村の半分程度であるものの、時代が進むにつれて下がっていたことが報告されている（平井 2015）。

次に晩婚の西南日本に目を向けると、野母村（長崎）では1800-19年平均初婚年齢が、男子では33.7歳、女子では25.6歳であった（中島 2016）。時代が下り1860-71年平均初婚年齢においては、男子が30.1歳、女子が24.8歳と男女ともに、そして特に男子において平均初婚年齢が低下していた。加えて野母村では結婚と第1子出生が同時に生じるケースが多かったが、次第に先に結婚登録を行った後で第1子をもうけるケースが増えていた（図4参照）。

また野母村では、平均初婚年齢の低下と結婚形態の変化に伴い、離婚率も高くなっていた。言い換えると、「第1子の誕生を契機として、夫婦の登録を行う」という結婚形態が野母村の中で主流だった期間に比べて、「先に夫婦として登録を行った後で、第1子をもうける」結婚形態の割合が大きくなった期間では離婚率が高くなっていたのである（中島 2016）。つまり離婚の地域性、東高西低パターンの「西低」地域では、結婚形態の変容を伴いながら明治期に近づくにつれて離婚率が高くなっていた。

まとめよう。結婚年齢の西高東低パターンにおいて、最も早婚であった東北地方では特に女子の平均初婚年齢が上昇していた。一方で最も晩婚であった九州地方では特に男子の平均初婚年齢が低下していた。つまり結婚年齢の地域性の幅が縮小していた。また離婚率が高い東北地方では離婚する時期が固定化した村落や、離婚率が低下した村落が確認されていた。他方、東北地方よりも離婚率が相対的に低い九州地方では結婚形態の変容を伴い離婚率が高くなっていた。

これは徳川期から明治期に移行する際に、結婚と離婚の地域性が収斂していることを示しているのではないだろうか。加えて結婚と離婚の地域性の収斂を伴い、結婚の標準化が進展したのではあるまいか⁶⁾。つまり東北地方では婚約といった段階で宗門人別改帳に登録するのではなく、もう少し先の段階で夫婦として記載されるようになった。その影響で初婚年齢は高くなり、離婚が発生するタイミングはより固定化されていったのではないか。他方、九州地方では第1子が誕生してから宗門人別改帳に登録するよりも、先に夫婦として登録した後で第1子をもうけるようになったことで、平均初婚年齢は低下し、離婚の割合も高くなっていた。つまり「プロセスとしての結婚」が短縮すること、また標準化することによっ

て、結婚と離婚の地域性の収斂が進行していた。したがって明治維新よりも前に結婚の標準化、すなわち人口と家族の近代化が進展していた可能性がある。結婚と離婚の地域的多様性に絞なされた村落が各々の出発点から異なる道筋をたどりながら同じ到着点を目指すという複線的な人口と家族の近代化が幕末期や明治初期において展開されていたのではない。

そうした現象を東北地方や九州地方において、ほぼ同時代的に発生させた要因は何か。中島（2016）では宗門改め制度それ自体の統治性を挙げている。この仮説は宗門改めという制度が実態を長期的に成型していくことを前提としている。宗門改め制度による人口や家族の把握という行為が積み重ねられていくことによって、標準的な結婚やそれに伴う規範や価値観が浸透していったのではない。近代家族と戸籍制度との関連性、つまり戸籍制度が導入されることで家族が国家によって基礎単位として把握されたこと（小山 1999）、その要件を近代家族の定義とすること（西川 2000）と、徳川期から始まる地域性の収斂はどのように接合されていくのだろうか。宗門改め制度と戸籍制度、標準化する家族と近代家族、これらを架橋していくことは今後の課題として屹立している。

本項では結婚と離婚の地域性収斂仮説の論理について記述してきた。しかしながらこの仮説は長期的に結婚や離婚の時系列的な変化を追える村落を取り上げて構築されており、「少数の村落だけでは」という批判もありえる。次項ではこの仮説の課題について述べていきたい。

4.2 地域性収斂仮説の課題

明治時代に向かう過程で結婚と離婚の地域性が収斂していたという仮説は、主に東北地方の複数の村落と九州地方の一村落から形成されている。それではこの仮説において中央日本はどこに位置づけられるのか。結婚年齢の変化からみていこう。横内村（長野）では 1701-1725 年の女子平均初婚年齢が 16.9 歳であったが、1851-1870 年では 21.7 歳となっていた（速水 1973）。その一方で神戸新田村（愛知）の平均結婚年齢は 1778-1807 年で男子が 29.4 歳、女子が 21.6 歳であったが、1835-1871 年では男子が 27.9 歳、女子が 21.5 歳と男子のみに平均結婚年齢の若干の低下がみられた（速水 1992）。同じ東海地方の飯沼村（岐阜）では、平均結婚年齢が 1712 年から 1868 年にかけて男子は 8 歳、女子は 4 歳ほど低下していた（速水 1992）。速水はこの飯沼村の事例がこれまでの歴史人口学的観察とは逆の結果であること、村落の経済環境との関連も単純でないことについて言及している（速水 1992）。中央日本の村落では初婚年齢の上昇がみられる

地域と、飯沼村のように低下する地域が散在していた。それに加えて中国地方でも今浦村（島根）では晩婚化が生じていたことが報告されている（廣嶋 2021）。このように仮説の予測が定まらなかったり、予測から外れたりする村落や地域は観察されており、今後、新たな村落やこれまで研究の蓄積が相対的に少なかった地域の研究が進むことでこの仮説がさらに検証されていくだろう。

次に結婚と離婚の地域性の収斂が宗門改め制度によって生じているのではないかという要因の検討に移る。まず前提として早婚であった東北地方の村落が晩婚化していく過程について、奉公や出稼ぎ、あるいは女子労働力の価値の向上、また社会経済的要因など、初婚年齢を変動させる要因についてはそれぞれの先行研究で指摘されている（成松 1985, 鬼頭 2000）。それに加えて世帯が継続することの確実性の高まりなども初婚年齢の上昇の要因として挙げられている（高橋 2005）。宗門改め制度によって、早婚地域の平均初婚年齢の上昇を説明することは上記で挙げられている要因を否定するものではない。社会経済的な要因によって結婚年齢が変動することは当然あるだろう。けれども宗門改め制度が結婚年齢や結婚パターンに作用していくのは人びとの行動のより深層の部分ではないか。つまり宗門改め制度が長期にわたって漸次的に成型していくのは、人びとの結婚の捉え方や家族形成に関する価値観といったものであり、それは心性という言葉で言い換えることができるかもしれない。いくつかの層に分けながら結婚年齢や結婚パターンの変容について論じていくことによって、短期的な変化や中・長期的な変動の区分が可能になり、複数の理論的な水準から結婚と離婚の変化／変容／変動を考察することができるようになるだろう。

おわりに

本章では日本における結婚と離婚の地域性に焦点を合わせて議論してきた。一言でまとめるならば、徳川期から明治期にかけて、結婚と離婚の地域性はある程度の地域的多様性を保ちつつも、収斂が生じていたということになるだろう。ここで一つの問いが浮上する。それは「日本における結婚と離婚の地域性は日本だけにみられる特徴なのか」という問いである。つまり日本で観察されたような地域的多様性は他の国にもみられるのだろうか。もし日本以外の国でも地域性がみられるのであれば、どのくらい較差があるのだろうか。

この問いに答えるための土台は、歴史人口学における国際共同研究によって作られつつある。表 2 は、スウェーデン、ベルギー、イタリア、中国内の村落別平均初婚年齢を示している（Kurosu

and Lundh 2014)。この国際共同研究では長期的にマイクロデータが得られる地域が選抜され、ヨーロッパとアジアという二項対立を人口学的に脱構築しながら、地域間における結婚や再婚の類似性と差異が抽出されている。一例を挙げると、ヨーロッパでは結婚が第1子出生と強く結びついているのに対し、アジアでは結婚と第1子出生との間に一定の間隔があることが指摘された後で、結婚のタイミングよりも家族形成のタイミングに着目すれば、ヨーロッパとアジアの類似性が浮上することが示されている（Lundh and Kurosu 2014）。まさにヨーロッパとアジアにおける結婚の差異に対して慎重にフォーカスしていくことで、そこから類似性が前景化してくる。

表2 スウェーデン・ベルギー・イタリア・中国内の村落別男女別平均初婚年齢

	期間	男子	女子
スウェーデン（南部）			
Scania	1815-1894	28.0	25.6
ベルギー（東部）			
Sart	1812-1899	30.3	27.1
Pay de Herve	1846-1900	31.1	29.1
イタリア（中央部）			
Casalguidi	1819-1859	27.6	24.8
中国（北東部）			
Liaoning	1789-1909	20.4	18.5
Shuangcheng	1870-1913	21.6	20.0

出所：Kurosu and Lundh(2014)

注：元の表には下守屋村と仁井田村の平均初婚年齢が記載されていたがこの表では割愛した。

最後にもう一度、日本における結婚の地域性、すなわち差異に目を向けてみよう。結婚と第1子出生との間隔が長い東北地方の村落に比べると、西南日本の村落では結婚のタイミングと第1子出生が強く結びついていた。このことについて第1子出生という側面からみれば、日本の結婚の地域差は小さくなり、類似性が導き出せるかもしれない。一方で西南日本の村落とヨーロッパとの類似性に焦点をあわせれば、今度は差異、日本の結婚の地域性が強調されることになる。では日本における結婚の地域的多様性は、国際比較の文脈の中でも、異質なのだろうか。この問いに今後の課題と展望を込めて本章を閉じたい。

謝辞

本稿は、文部省科学研究費創成的基礎研究「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究1995-1999」（代表：国際日本文化研究センター速水融名誉教授）より作成されたデータベースを

使用した。また本稿の執筆にあたり、『野母村絵踏帳』の使用を認めていただいた速水融先生、ならび史料を現代語に訳し、データベースの基礎となるベーシック・データ・シートを作成していただいた成松佐恵子先生、データベースを作成していただいた小野芳彦先生、そしてデータを入力していただいた東美由紀さん、仁田坂真弓さん、松浦早江子さん、花内じゅんこさんに心からお礼を申し上げます。

本研究はJSPS 科研費 18K02035, 20H01569 の助成を受けたものです。

注

- (1) 他の年齢層や男女別統計地図については中島（2017）を参照のこと。
- (2) 東で高い離婚率という傾向の例外となる地域としては北海道、埼玉県、神奈川県が、西で低い離婚率の傾向の例外としては島根県が挙げられている（坪内他 1970：154）。
- (3) 斎藤修らも徳川期の結婚はいくつかのイベントの積み重ねと捉えており、そのプロセスを確定することは難しいが、少なくとも同居は間違いなく結婚の「登録」に先だって始まっていたと述べている（斎藤・浜野 2012）。
- (4) 紙幅の関係上、各村落がどのように初婚を定義し測定しているのかについては詳述することができない。ただし数え年で算出していることを言及している研究や、年齢別未婚者割合から算出された SMAM を利用している研究などについては表1の出典で補足している。
- (5) 離婚の割合について分析する場合には、男女別死亡率についても留意する必要がある。たとえば、野母村では成人期の男子死亡率が女子死亡率を上回ることもあり、それが一つの要因となって女子からみると夫の死亡による結婚の解消が多くなり、相対的に離婚が少なくなっていた（中島 2016）。
- (6) 結婚の標準化だけでなく、より射程を広げて明治維新よりも前に「日本」化が展開していたのではないかという見解については、落合（2015）もしくは Ochiai and Hirai (forthcoming) を参照のこと。
- (7) 結婚と離婚の地域性と地域類型論との関係について言及しておく。まず結婚と離婚の地域性はグラデーションや勾配といったかたちで表れやすい。そうした結婚の地域性を土台としながら、歴史人口学における地域類型論には結婚以外の項目（家族形態や相続など）が加えられている。たとえば、速水（2009）の三地域仮説（東北日本、中央日本、西南日本（東シナ海沿岸部））が歴史人口学における地域類型の代表的なものである。また落合（2015）では世帯形成システムという観点か

ら歴史人口学における地域類型の更新を試みている。そしてグラデーションとしての地域性を、ある領域に基づいた地域類型として構築する場合には、ウィトゲンシュタインの家族的類似性の議論を念頭に入れる必要があるかもしれない。

引用文献

- 岡田あおい, 2012, 「第3章 婚姻と家システム」, 黒須里美編著, 『歴史人口学からみた結婚・離婚・再婚』, 麗澤大学出版会, 80-100ページ。
- 落合恵美子, 2004, 「歴史的に見た日本の結婚原型か異文化か」, 『家族社会学研究』, 第15巻第2号, 2月, 39-51ページ。
- 落合恵美子, 2015, 「序章 徳川日本の家族と地域性研究の新展開」, 落合恵美子編著, 『徳川日本の家族と地域性 歴史人口学との対話』, ミネルヴァ書房, 1-36ページ。
- 金親真理子・黒須里美, 2013, 「世帯構造とライフコース—幕末期美濃国人口史料を利用して—」, 『言語と文明』, 第11巻, 3月, 95-111ページ。
- 鬼頭宏, 2000, 『人口から読む日本の歴史』, 講談社。
- 木下太志, 2002, 『近代化以前の日本の人口と家族—失われた世界からの手紙—』, ミネルヴァ書房。
- 黒須里美, 2021, 「近世東北日本の結婚システム：二本松藩町村の事例」, 『統計』, 第72巻8号, 7月, 17-23ページ。
- 黒須里美・金親真理子, 2015, 「結婚と家族からみる地域差と社会経済階層差～幕末維新期6地域の比較～」, 『麗澤大学紀要』, 第98巻, 1月, 33-41ページ。
- 黒須里美・津谷典子・浜野潔, 2012, 「第1章 徳川期後半における初婚パターンの地域差」, 黒須里美編著, 『歴史人口学からみた結婚・離婚・再婚』, 麗澤大学出版会, 24-56ページ。
- 厚生省人口問題研究所, 1993, 「都道府県別未婚率と初婚年齢 (SMAM) の推移」, 研究資料第277号。
- 小山静子, 1999, 『家庭の生成と女性の国民化』, 勁草書房。
- 斎藤修・浜野潔, 2012, 「第4章 離死別と家の継承」, 黒須里美編著, 『歴史人口学からみた結婚・離婚・再婚』, 麗澤大学出版会, 101-118ページ。
- 高橋美由紀, 2005, 『在郷町の歴史人口学—近世における地域と地方都市の発展—』, ミネルヴァ書房。
- 高橋基泰, 2009, 「第四章 上塩尻村の人口動態」, 長谷部弘・高橋基泰・山内太編, 『近世日本の地域社会と共同性—近世上田領上塩尻村の総合研究I』, 刀水書房, 171-212ページ。
- 張婷婷, 2021, 「近世越後『他所稼ぎ』漁村の人口史的分析—新潟県西蒲原郡旧角田浜村の事例分析—」, 『研究年報『経済学』』, 第78巻第1号, 12月, 181-199ページ。
- 坪内良博・坪内玲子, 1970, 『離婚—比較社会学的研究—』, 創文社。
- 中島満大, 2016, 『近世西南海村の家族と地域性 歴史人口学から近代のはじまりを問う』, ミネルヴァ書房。
- 中島満大, 2017, 「統計地図と民俗調査からみた西南日本型結婚パターンの持続性」, 『社会学雑誌』, 第33号, 8月, 87-103ページ。
- 永田メアリー, 2006, 「直系家族システムにおける労働移動」, 落合恵美子編著, 『徳川日本のライフコース 歴史人口学との対話』, ミネルヴァ書房, 141-182ページ。
- 成松佐恵子, 1985, 『近世東北農村の人びと 奥州安積郡下守屋村』, ミネルヴァ書房。
- 西川祐子, 2000, 『近代国家と家族モデル』, 吉川弘文館。
- 速水融, 1973, 『近世農村の歴史人口学的研究—信州諏訪地方の宗門改帳分析—』, 東洋経済新報社。
- 速水融, 1992, 『近世濃尾地方の人口・経済・社会』, 創文社。
- 速水融, 1986=2009, 「第4章 結婚年齢から見た複数の『日本』」, 速水融, 『歴史人口学的研究 新しい近世日本像』, 藤原書店, 124-141ページ。
- 速水融, 2009, 『歴史人口学的研究 新しい近世日本像』, 藤原書店。
- 平井晶子, 2008, 『日本の家族とライフコース—『家』生成の歴史社会学』, ミネルヴァ書房。
- 平井晶子, 2015, 「東北農村における結婚パターンの変容—18・19世紀の歴史人口学的分析」, 笠谷和比古編著, 『徳川社会と日本の近代化』, 思文閣出版, 215-231ページ。
- 廣嶋清志, 2015, 「第10章 幕末における人口機構の地域差—石見銀山領にみる—」, 落合恵美子編著, 『徳川日本の家族と地域性 歴史人口学との対話』, ミネルヴァ書房, 315-362ページ。
- 廣嶋清志, 2021, 「近世山陰—農村の人口と家族—石見国今浦の分析—」, 『社会学雑誌』, 第38号, 7月, 20-42ページ。
- フース, ハラルド, 2012, 「第7章 明治期の婚姻と離婚」, 黒須里美編著, 『歴史人口学か

- らみた結婚・離婚・再婚』，麗澤大学出版会，171-203 ページ。
- 山本起世子，2008，「第 8 章 人口と家族構成」，高木正朗編，『18・19 世紀の人口変動と地域・村・家族 歴史人口学の課題と方法』，古今書院，139-156 ページ。
- 山本準，1999，「身分の変化と家族構造・人口構造の変動：奈良県吉野郡十津川村風屋」，『日本研究』，第 19 集，6 月，203-219 ページ。
- 八木透，2001，『婚姻と家族の民俗的構造』，吉川弘文館。
- Kurosu, Satomi, 2011, “Divorce in early modern rural Japan: Household and individual life course in northeastern villages, 1716-1870”, *Journal of Family History*, 36(2), pp.118-141.
- Kurosu, Satomi and Christer Lundh, 2014, “Nuptiality: Local Population, Sources, and Models”, Christer Lundh, Satomi Kurosu, et al., *Similarity in Difference: Marriage in Europe and Asia, 1700-1900*, MIT Press, pp.47-85.
- Lundh, Christer and Satomi Kurosu, 2014, “Similarities and Differences in Pre-modern Eurasian Marriage”, *Similarity in Difference: Marriage in Europe and Asia, 1700-1900*, MIT Press, pp.440-460.
- Ochiai, Emiko and Hirai Shoko, forthcoming, *Japanizing Japanese Families Regional Diversity and the Emergence of a National Family Model through the Eyes of Historical Demography*, Brill.
- Smith, Thomas C., 1977, *Nakahara: Family Farming and Population in a Japanese Village, 1717-1830*, Stanford University Press.
- Tsuya, Noriko O. and Satomi Kurosu, 2010, “Family, household, and reproduction in Northeastern Japan, 1716 to 1870”, Tsuya, Noriko O et al., *Prudence and Pressure: Reproduction and Human Agency in Europe and Asia, 1700-1900*, MIT Press, pp.249-285.